

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月28日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第59号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表1（第2条、第6条関係）				別表1（第2条、第6条関係）					
出先機関及び代決者				出先機関及び代決者					
出先機関名		代決者		出先機関名		代決者			
		第1順位	第2順位			第1順位	第2順位		
略				略					
商工 労働 部	香川県大阪事務所	副所長		香川県大阪事務所	副所長		主管課長		
	香川県産業技術センター	次長			香川県産業技術センター	試験、研究、調査及び指導に関する事務については次長又はあらかじめ所長が指定する研究主幹、その他の事務については総務課長		あらかじめ所長が指定する職員	
	略		略						
略				略					
備考 略				備考 略					
別表2（第3条、第4条関係）				別表2（第3条、第4条関係）					
出先機関共通決裁事項				出先機関共通決裁事項					
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
			所長等				課長等	所長等	課長等
1	略			1	略				
2	サービス関係事務		(1)～(8) 略	2	サービス関係事務		(1)～(8) 略		
			(9) <u>所長等及び所属の職員の申告を考慮して勤務時間の割振り及び休憩時間を定めること。</u>				○		(9)～(13) 略
			(10)～(14) 略						備考
		備考				備考			
		1 支所の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、農業試験場府中果樹研究所長、農業試験場小豆オリーブ研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）並びにミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長、ミュージアム香川県文化会館長及び高等技術学校副校長（勤務公署が丸亀市にある者に限る。）は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に				1 支所の長（子ども女性相談センター西部子ども相談センター所長、産業技術センター発酵食品研究所長、農業試験場府中果樹研究所長、農業試験場小豆オリーブ研究所長、園芸総合センター所長及び農業試験場病害虫防除所長を含む。）並びにミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館長、ミュージアム香川県文化会館長及び高等技術学校副校長（勤務公署が丸亀市にある者に限る。）は、(2)、(3)、(4)（さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に			

	<p>参加する場合に限る。)及び(6)から(12)までの事項のみを専決するものとする。</p> <p>2 小豆総合事務所農業改良普及課長及び小豆総合事務所家畜保健衛生室長は、(2)(県内旅行に限る。)、(3)、(4)(さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。)及び(6)から(11)までの事項のみを専決するものとする。</p>
3～7 略	

	<p>参加する場合に限る。)及び(6)から(11)までの事項のみを専決するものとする。</p> <p>2 小豆総合事務所農業改良普及課長及び小豆総合事務所家畜保健衛生室長は、(2)(県内旅行に限る。)、(3)、(4)(さわやか旅行補助制度又はリフレッシュ旅行補助制度に参加する場合に限る。)及び(6)から(10)までの事項のみを専決するものとする。</p>
3～7 略	

別表3 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
略						
用地管理課	1～4 略					
	5 道路法関係事務 法…道路法 共同溝法… 電線共同溝の 整備等 に関する特別 措置法 条…香川県 道路占 用料条 例 規…香川県 道路占 用規則	<p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 違法放置等物件の除去その他の必要な措置を講ずること。(法44条の3第1項・2項・4項・5項、91条2項)</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>(12) 法令等に違反している車両の通行の中止、総重量の軽減等を命ずること。(法47条の14第1項)</p> <p>(13) 路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に必要な措置を講ずべきことを命ずること。(法47条の14第2項)</p> <p>(14)～(31) 略</p>	略			
	6～19 略					
	20 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務	(1) 建築主又は国等の機関の長に対し、建築物エネルギー消費性能適合性判定結果等の通知書を交付すること。(法11条3項から5項	略			

別表3 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
略						
用地管理課	1～4 略					
	5 道路法関係事務 法…道路法 共同溝法… 電線共同溝の 整備等 に関する特別 措置法 条…香川県 道路占 用料条 例 規…香川県 道路占 用規則	<p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 違法放置等物件の除去その他の必要な措置を講ずること。(法44条の2第1項・2項・4項・5項、91条2項)</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>(12) 法令等に違反している車両の通行の中止、総重量の軽減等を命ずること。(法47条の4第1項)</p> <p>(13) 路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に必要な措置を講ずべきことを命ずること。(法47条の4第2項)</p> <p>(14)～(31) 略</p>	略			
	6～19 略					
	20 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務	(1) 建築主又は国等の機関の長に対し、建築物エネルギー消費性能適合性判定結果等の通知書を交付すること。(法12条3項から5項	略			

法…建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 省…建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	まで、 <u>12条4項</u> から第6項まで)	
	(2) 建築主又は国等の機関の長に対し、特定建築物に係る基準の違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は通知して要請すること。(法 <u>13条1項・2項</u>)	略
	(3) 建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求めること。(法 <u>15条1項</u>)	略
	(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画又はその変更を認定すること。(法 <u>30条1項、31条1項</u>)	略
	(5) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。(法 <u>32条</u>)	略
	(6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべ	略

法…建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 省…建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	まで、 <u>13条4項</u> から第6項まで)				
	(2) 建築主又は国等の機関の長に対し、特定建築物に係る基準の違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は通知して要請すること。(法 <u>14条1項・2項</u>)	略			
	(3) 建築主に対し、建築物エネルギー消費性能確保計画等の変更その他必要な措置をとるべきことを指示し、又は当該指示に係る措置をとるべきことを命ずること。(法 <u>16条1項・2項、19条2項・3項</u>)		○		
	(4) 建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求めること。(法 <u>17条1項、法21条1項</u>)	略			
	(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画又はその変更を認定すること。(法 <u>35条1項、36条1項</u>)	略			
	(6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。(法 <u>37条</u>)	略			
	(7) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべ	略			

	きことを命ずること。 (法33条)	
	(7) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書を交付すること。(省13条)	略
	(8) 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書を交付すること。(省28条)	略
21～25 略		

	きことを命ずること。 (法38条)			
	(8) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。(法41条2項)	○		
	(9) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書を交付すること。(省11条)	略		
	(10) 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書を交付すること。(省29条)	略		
21～25 略				

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～17 略

18 さぬき動物愛護センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 財務関係事務	(1) 1件の評価額が5万円未満の物品の寄附又は贈与を受けること(負担付きの場合を除く。)	○	○	

19～31 略

32 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～5 略				
6 道路法関係事務 法…道路法 共同溝法…電線 共同溝の整備等に関する特別措置 法 条…香川県道路 占用料条例	(1)～(7) 略			
	(8) 違法放置等物件の除去その他の必要な措置を講ずること。(法44条の3第1項・2項・4項・5項、91条2項)	略		
	(9)～(11) 略			
	(12) 法令等に違反している車両の通行の中止、総重量の軽減等を命ずること。(法47条の14第1項)	略		
	(13) 路線を定めて道路を自動車運送	略		

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～17 略

18～30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～5 略				
6 道路法関係事務 法…道路法 共同溝法…電線 共同溝の整備等に関する特別措置 法 条…香川県道路 占用料条例	(1)～(7) 略			
	(8) 違法放置等物件の除去その他の必要な措置を講ずること。(法44条の2第1項・2項・4項・5項、91条2項)	略		
	(9)～(11) 略			
	(12) 法令等に違反している車両の通行の中止、総重量の軽減等を命ずること。(法47条の4第1項)	略		
	(13) 路線を定めて道路を自動車運送	略		

規…香川県道路 占用規則	事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に必要な措置を講ずべきことを命ずること。(法47条の14第2項)	
(14)～(31) 略		
7～23 略		
24 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務(高松土木事務所管内を除く。)	(1) 建築主又は国等の機関の長に対し、建築物エネルギー消費性能適合性判定結果等の通知書を交付すること。(法11条3項から5項まで、12条4項から6項まで)	略
法…建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	(2) 建築主又は国等の機関の長に対し、特定建築物に係る基準の違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は通知して要請すること。(法13条1項・2項)	略
省…建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	(3) 建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求めること。(法15条1項)	略
	(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画又はその変更を認定すること。(法30条1項、31条1項)	略
	(5) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。(法32条)	略
	(6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。(法33条)	略
	(7) 建築物エネルギー消費性能確保	略

規…香川県道路 占用規則	事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に必要な措置を講ずべきことを命ずること。(法47条の4第2項)	
(14)～(31) 略		
7～23 略		
24 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務(高松土木事務所管内を除く。)	(1) 建築主又は国等の機関の長に対し、建築物エネルギー消費性能適合性判定結果等の通知書を交付すること。(法12条3項から5項まで、13条4項から6項まで)	略
法…建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	(2) 建築主又は国等の機関の長に対し、特定建築物に係る基準の違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は通知して要請すること。(法14条1項・2項)	略
省…建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	(3) 建築主に対し、建築物エネルギー消費性能確保計画等の変更その他必要な措置をとるべきことを指示し、又は当該指示に係る措置をとるべきことを命ずること。(法16条1項・2項、19条2項・3項)	○
	(4) 建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告を求めること。(法17条1項、法21条1項)	略
	(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画又はその変更を認定すること。(法35条1項、36条1項)	略
	(6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。(法37条)	略
	(7) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。(法38条)	略
	(8) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をすること。(法41条2項)	○
	(9) 建築物エネルギー消費性能確保	略

	計画の軽微な変更に関する証明書を 交付すること。(省13条)	
	(8) 建築物エネルギー消費性能向上 計画の軽微な変更に関する証明書を 交付すること。(省28条)	略
25・26 略		

33 略

	計画の軽微な変更に関する証明書を 交付すること。(省11条)	
	(10) 建築物エネルギー消費性能向上 計画の軽微な変更に関する証明書を 交付すること。(省29条)	略
25・26 略		

32 略

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。